



日田市監査委員告示第 15 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 税務課  
措置の内容 : 別紙のとおり

令和6年11月27日

日田市監査委員 小ケ内 聡行  
同 梅原 竜也

## 定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p><b>【税務課】</b></p> <p><b>①固定資産税の不均一課税について</b></p> <p>固定資産税の不均一課税については、日田市税特別措置条例の規定により、「規定の適用を受ける年度の賦課期日の属する年の1月31日までに、別に定める様式による申請書を市長に提出しなければならない。」とされている。</p> <p>関係書類を確認したところ、A社から市税不均一課税申請書が令和5年9月27日に提出されており、本来であれば、不均一課税の対象とならない令和5年度の税額から遡及して適用されていた。</p> <p>市税の賦課については、公平・公正に行うべきであることから、条例等に則った課税事務を行われない。</p>	<p><b>【税務課】</b></p> <p>日田市税特別措置条例の規定により、固定資産税の不均一課税を受けようとする事業者に対しましては、まず、適用事業者としての指定を行う担当課において要件確認及び決定を行った後に、当課において不均一課税の申請書及び申請期限等についての案内文を、提出期限の1か月前までを目途に送付することとしています。しかし、当該事案につきましては、申請期限後に案内文の送付漏れが判明したため、改めて申請の案内を行った結果、期限後の申請となったものです。</p> <p>申請以外の適用要件は具備していたこと、また申請期限等の手続きについての案内が不十分であったことを踏まえ、申請期限の遅延を以て適用を行わないことは、却って案内を行っている過去の適用事業者との公平性を欠くものであることから、期限までに申請を受け付けたものと同様に取り扱うこととしたものでございます。</p> <p>しかしながら、条例の規定に則った申請手続きが遅延したことは、事務処理の不徹底によるものでありますことから、今後の対応といたしましては、適用事業者の指定担当課と連携して、申請期限までに指定予定の事業者情報を逐次共有し、対象事業者の確実な把握を行うとともに、対象事業者に対する制度及び手続等の周知方法の見直しを行い、周知漏れの無いよう取組を徹底してまいります。</p> <p>併せまして、当該業務の主担当・副担当が相互に事務手順を確認すること、また担当係全体で事務スケジュールの管理を徹底することにより、事務の確実な執行を図るとともに、改めて法令等に則った適正な事務の執行を徹底してまいります。</p>